

別表（第39条、第43条関係）

1 保険料の徴収猶予の要件、徴収猶予の額及び適用期間

適用条項	要件	徴収猶予の額	適用期間
(1) 条例第19条第1項第1号	2の保険料の減免の要件、減免の額及び適用期間の表(1)の条例第20条第1項第1号の要件に該当する者で、納付すべき保険料を一時に納付することができないと認められるとき。	納付することができないと認められる金額	6か月以内
(2) 条例第19条第1項第2号	2の保険料の減免の要件、減免の額及び適用期間の表(2)の条例第20条第1項第2号の要件に該当する者で、納付すべき保険料を一時に納付することができないと認められるとき。	納付することができないと認められる金額	6か月以内
(3) 条例第19条第1項第3号	2の保険料の減免の要件、減免の額及び適用期間の表(3)の条例第20条第1項第3号の要件に該当する者で、納付すべき保険料を一時に納付することができないと認められるとき。	納付することができないと認められる金額	6か月以内

2 保険料の減免の要件、減免の額及び適用期間

適用条項	要件	減免の額	適用期間						
(1) 条例第20条第1項第1号	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅又は家財について2割以上の損害を受けたとき。	<p>保険料額に次の表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる減免割合を乗じて得た金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割以上</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>2割以上5割未満</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	5割以上	10/10	2割以上5割未満	5/10	理由の発生した日の属する月以降12か月とする。
損害の程度	減免割合								
5割以上	10/10								
2割以上5割未満	5/10								
(2) 条例第20条第1項第2号	ア 賦課期日における世帯（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者をいう。以下同じ。）の賦課の基礎となった年分の所得金額（条例第5条に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額が600万円以下の者で次に該当する	<p>保険料額の所得割額に次の表の左欄に掲げる被保険者の賦課の基礎となった年分の所得金額に応じ、同表の右欄に掲げる減免割合を乗じて得た金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の賦課の基礎となった年分の所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え200万円以下</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の賦課の基礎となった年分の所得金額	減免割合	100万円以下	8/10	100万円を超え200万円以下	5/10	理由の発生した日（ただし、(イ)の事業における著しい損失の場合は、賦課期日を理由の発生した日とする。）の属する月以降年度末までとする。
被保険者の賦課の基礎となった年分の所得金額	減免割合								
100万円以下	8/10								
100万円を超え200万円以下	5/10								

とき。

(ア) 被保険者が3か月以上にわたり、休廃業、休職又は失業したことにより、理由発生の日以後1年間の世帯の所得金額の見込額の合計額が賦課の基礎となった年分の世帯の所得金額の合計額と比較して5割以上減少するとき。

(イ) 被保険者が事業において著しい損失を受け、世帯の当該年（申請日が当該年度の1月1日以降の場合は前年）の所得金額の合計額が世帯の前年（申請日が当該年度の1月1日以降の場合は前々年）の所得金額の合計額より5割以上減少するとき。

(ウ) 被保険者が重度の心身障害者となったこと又は3か月以上の長期入院をしたことにより、理由発生の日以後1年間の世帯の所得金額の見込額の合計額が賦課の基礎となった年分の世帯の所得金額の合計額と比較して5割以上減少するとき。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、広域連合長が特に必要があると認めためたもので、世帯の所得金額の見込額の合計額が賦課の基礎となった年分の世帯の

200万円を超え 400万円以下	4 / 10
400万円を超え 600万円以下	3 / 10

	<p>所得金額の合計額と比較して5割以上減少するとき。</p> <p>イ 賦課期日における世帯の賦課の基礎となった年分の所得金額の合計額が600万円以下の者であり、条例第16条の規定による減額を受けていない被保険者で、被保険者の属する世帯の他の被保険者又は世帯主が、上記（ア）から（エ）までに該当し、理由発生の日以後1年間の世帯の総所得金額等の見込額が、第43条第1項各号に規定する金額を超えない世帯に該当するとき。</p>	<p>保険料額の均等割額に次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減免割合を乗じて得た金額</p> <table border="1" data-bbox="850 491 1211 768"> <thead> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第43条第1項第1号</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>第43条第1項第2号</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>第43条第1項第3号</td> <td>1/10</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分	減免割合	第43条第1項第1号	5/10	第43条第1項第2号	3/10	第43条第1項第3号	1/10	
世帯の区分	減免割合										
第43条第1項第1号	5/10										
第43条第1項第2号	3/10										
第43条第1項第3号	1/10										
(3) 条例第20条第1項第3号	<p>賦課期日における世帯の賦課の基礎となった年分の所得金額の合計額が600万円以下の者であり、条例第16条の規定による減額を受けていない被保険者で、被保険者の属する世帯の他の被保険者及び世帯主が死亡、離婚その他広域連合長が特に必要があると認めたもので、理由発生の日以後1年間の世帯の総所得金額等の見込額が、第43条第1項各号に規定する金額を超えない世帯に該当するとき。</p>	<p>保険料額の均等割額に次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減免割合を乗じて得た金額</p> <table border="1" data-bbox="850 1115 1211 1392"> <thead> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第43条第1項第1号</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>第43条第1項第2号</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>第43条第1項第3号</td> <td>1/10</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分	減免割合	第43条第1項第1号	5/10	第43条第1項第2号	3/10	第43条第1項第3号	1/10	<p>理由の発生した日の属する月以降年度末までとする。</p>
世帯の区分	減免割合										
第43条第1項第1号	5/10										
第43条第1項第2号	3/10										
第43条第1項第3号	1/10										
(4) 条例第20条第1項第4号	<p>被保険者が、法第89条により、療養の給付等が1か月以上制限されたとき。</p>	<p>保険料額に次の表に掲げる減免割合を乗じて得た金額</p> <table border="1" data-bbox="862 1661 1216 1740"> <tbody> <tr> <td>減免割合</td> </tr> <tr> <td>10/10</td> </tr> </tbody> </table>	減免割合	10/10	<p>理由の発生した日の属する月以降その理由の消滅した日の属する月の前月までとする。</p>						
減免割合											
10/10											